

盛岡市地域猫活動登録団体登録要領

平成28年4月1日 保健所長決裁

平成29年1月27日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正

令和5年4月1日 一部改正

(趣旨)

第1 この要領は、地域猫活動を普及することにより、特定の者に飼養されていない猫の命を尊重しつつ、当該猫に関する問題の解決を図り、市民の良好な生活環境を確保するため、地域猫活動登録団体の登録を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 特定の者に飼養されず、地域猫活動登録団体により管理されている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 特定の者に飼養されていない猫の数を減少させるため、地域住民の理解及び合意の下で当該猫の繁殖の管理、適切な譲渡、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う活動をいう。
- (3) 地域猫活動登録団体 地域猫活動を行い、かつ、その構成員に特定の者に飼養されていない猫の住み着いている地域の住民又は当該地域に所在する事業所等に勤める者を含む団体で、この要領に定めるところにより市長の登録を受けたものをいう。

(地域猫活動登録団体の登録の要件)

第3 地域猫活動登録団体の登録の要件は、次の各号の全てに該当するものであることとする。

- (1) 政治団体、宗教団体又は営利を目的とする団体でないこと。
- (2) 団体が同一の世帯に属さない者3人以上により構成されていること。なおかつ、団体の構成員の半数以上が特定の者に飼養されていない猫の住み着いている地域の住民又は当該地域に所在する事業所等に勤める者であること。ただし、公園、商店街等の公共性の高い地域については、この限りではない。
- (3) 団体の管理する猫（以後、「管理猫」という。）の生息地が盛岡市内にあること。
- (4) 団体の構成員が交代で管理猫の餌場及びトイレの清掃及び管理を行う等地域の実情を考慮して作成したルールにより活動に取り組むこと。
- (5) 管理猫の餌場に餌を放置しないこと。
- (6) 管理猫の餌場、トイレの設置場所及び当該猫を保護する場所について、土地の所有者等から事前に同意を得ていること。
- (7) 団体が活動する地域の住民等に対し、事前に活動の趣旨について必要な説明を行い、十分にその理解を得るとともに、継続的に周知活動を行うこと。

(8) 団体の活動について、地域猫活動承認書（様式2）により、当該活動を行う全ての地域の町内会、自治会等の地域的自治組織の承認を受けていること。

(9) 助成、援助等のみによらず、独力で活動することができる体制を目指すこと。

(10) 活動に伴って発生する問題については、活動を行う団体自らが解決し、市に責任を求めないこと。

（地域猫活動登録団体の登録の申請）

第4 地域猫活動登録団体の登録の申請は、随時行うことができる。

2 地域猫活動登録団体の登録の申請は、次に掲げるものを市長に提出してするものとする。

(1) 盛岡市地域猫活動登録団体登録申請書（様式1）

(2) 地域猫活動承認書（様式2）

(3) 団体の構成員名簿（様式3）

(4) 管理している猫の一覧（様式4）

3 地域猫活動登録団体の登録の申請に要する費用は、当該申請をする者の負担とする。

4 地域猫活動登録団体の登録の申請に必要な書類は、返却しない。

5 地域猫活動登録団体の登録の申請に必要な書類の提出窓口は、次のとおりとする。

(1) 所在地 盛岡市神明町3番29号

(2) 担当 盛岡市保健所生活衛生課動物愛護担当

(3) 電話番号 019-603-8312

（地域猫活動登録団体の登録の決定）

第5 市長は、地域猫活動登録団体の登録の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要な現地調査等を行うものとする。

2 市長は、申請団体が地域猫活動登録団体として登録すべき団体であると認めたときは、地域猫活動登録団体の登録を決定するとともに盛岡市地域猫活動登録団体登録決定通知書（様式5）により速やかに当該申請をした者に通知するものとし、地域猫活動登録団体として登録することが不適當であると認めたときは、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

（地域猫活動登録団体の登録の期間及び条件）

第6 地域猫活動登録団体の登録の期間は、当該登録の決定を受けた年度の次の年度から5年度とする。

2 市長は、地域猫活動登録団体の登録のため必要があるときは、条件を附することがある。

（地域猫活動登録団体の変更）

第7 地域猫活動登録団体は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、盛岡市地域猫活動登録団体変更届（様式6）に当該各号に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 代表者の氏名 市長が必要と認める書類

(2) 団体の名称 市長が必要と認める書類

- (3) 代表者の住所又は電話番号 市長が必要と認める書類
- (4) 構成員 変更後の団体の構成員名簿（様式3）及び市長が必要と認める書類
- (5) 活動を行う地域 当該地域の地図及び市長が必要と認める書類
- (6) 管理している猫 変更後の管理している猫の一覧（様式4）及び市長が必要と認める書類
- (7) 活動計画 市長が必要と認める書類

（地域猫活動登録団体の登録の廃止）

第8 地域猫活動登録団体は、次のいずれかに該当するときは、盛岡市地域猫活動登録団体登録廃止承認申請書（様式7）を市長に提出するものとする。

- (1) 地域猫活動を止めたとき。
- (2) 地域猫活動登録団体の要件を満たさなくなったとき又は地域猫活動登録団体が解散したとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、地域猫活動登録団体の登録を廃止することが適当であると認めたときは、地域猫活動登録団体の登録の廃止を決定し、盛岡市地域猫活動登録団体登録廃止承認通知書（様式8）により当該申請をした者に通知するものとする。

（地域猫活動登録団体の登録の取消し）

第9 市長は、地域猫活動登録団体が次のいずれかに該当する場合は、地域猫活動登録団体の登録を取り消し、盛岡市地域猫活動登録団体登録取消通知書（様式9）により当該地域猫活動登録団体の代表者に通知するものとする。

- (1) 地域猫活動登録団体の登録又は地域猫活動登録団体の変更をした際の活動計画と著しく異なる内容で活動を行っているとき。
- (2) 地域猫活動登録団体の要件を満たさなくなったとき又は地域猫活動登録団体が解散したとき。
- (3) その他市長が地域猫活動登録団体の登録を取り消すことが適当であると認めたとき。

（実施期日）

第10 この要領は、平成28年4月1日から実施する。

（補則）

第11 平成29年1月27日に改正される前の盛岡市地域ねこ団体登録要領（平成28年4月1日保健所長決裁）により盛岡市地域ねこ団体として登録を受けた団体は、地域猫活動登録団体とみなす。

2 平成29年3月31日までの間は、地域猫活動登録団体の登録の申請においては、平成29年1月27日に改正される前の盛岡市地域ねこ団体登録要領に定める書類を使用することができる。

改正文（平成29年1月27日保健所長決裁）

改正後の盛岡市地域猫活動登録団体登録要領は、平成29年1月27日から実施する。

改正文（令和3年4月1日保健所長決裁）

改正後の盛岡市地域猫活動登録団体登録要領は、令和3年4月1日から実施する。

改正文（令和4年4月1日保健所長決裁）

改正後の盛岡市地域猫活動登録団体登録要領は、令和4年4月1日から実施する。

改正文（令和5年4月1日保健所長決裁）

改正後の盛岡市地域猫活動登録団体登録要領は、令和5年4月1日から実施する。